

弘前市物価高騰緊急支援給付金（7万円）給付事業

基準日（令和5年12月1日）において世帯全員が令和5年度住民税均等割非課税世帯※

前回給付金（令和5年7月から実施）支給済み世帯				
<ul style="list-style-type: none">① 前回給付金の基準日(令和5年6月1日)から世帯構成等に変更なし② 前回給付金の際に世帯主本人が受給（口座払い・窓口払い）③ 往復方式のプッシュ型に該当しないなど	<ul style="list-style-type: none">① 世帯の変更あり② 世帯主本人以外が受給（代理受給など）	市が税を把握していない方（令和5年1月2日以降の転入者）を含む世帯	新たに対象となった世帯（修正申告(税)、世帯分離など）	前回未申請
<div data-bbox="83 1039 1222 1390" style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"><p>確認書の提出不要 (片道方式のプッシュ型) 約23,000世帯</p></div> <p>通知：1月中旬 振込：2月上旬</p> <p>※ただし、振込口座を変更する場合には、新たに必要書類の添付が必要となるため、往復方式のプッシュ型に切り替わります。</p>		<div data-bbox="1448 1270 2588 1621" style="border: 2px solid blue; padding: 10px; text-align: center;"><p>確認書の提出が必要 (往復方式のプッシュ型) 約5,000世帯</p></div> <p>通知：2月中旬 振込：市が確認書を受け取ってから書類不備がなければ3週間程度で振込。</p>		

※ただし、世帯員全員が課税者の被扶養者等である場合を除く。